

# 定 款

塩 水 港 精 糖 株 式 会 社

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号

# 塩水港精糖株式会社定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は塩水港精糖株式会社と称する。

英文ではEnsuiiko Sugar Refining Co., Ltd. と表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 砂糖及びその副産物の製造加工、輸出入並びに売買
2. 倉庫業
3. アルコール類の製造並びに売買
4. 青果物蔬菜及びそれらの加工品の輸出入
5. 農産物の生産並びに加工売買
6. 糖質ファインケミカル、医薬品等の研究開発に関する事業
7. バイオテクノロジーを利用した工業製品、食料品、医薬品、衣料品及びでん粉加工製品の製造加工、輸出入並びに売買
8. 健康食品、栄養補助食品及び保健機能食品の製造、輸出入並びに売買
9. 食料品製造機械及びその附帯設備のリース業
10. 不動産の賃貸借、売買、管理及び仲介
11. 有価証券投資
12. 関連事業並びに関係会社への投資
13. 前各号に附帯関連する一切の業務

### 第3条 (本 店)

当社は本店を東京都中央区に置く。

### 第4条 (公告方法)

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は8千万株とする。

### 第6条（自己の株式の取得）

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することが出来る。

### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 剰余金の配当を受ける権利
3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
4. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第8条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わないものとする。

### 第9条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続その他の株式に関する手続及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程によるものとする。

### 第10条（基準日）

当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。

前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を設けることが出来る。

## 第3章 株 主 総 会

### 第11条（招集及び招集地）

当会社の定時株主総会は毎年6月招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。

当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

### 第12条（議 長）

総会の議長は社長がこれに当たる。

社長に事故あるときは取締役会の定める他の取締役がこれに当たる。

### 第13条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第14条（決議方法）

総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

但し、法令または定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。

### 第15条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することが出来る。

前項の場合には株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第16条（員数及び選任）

当社の取締役は18名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

前項の決議は議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

取締役の選任については累積投票によらないものとする。

### 第17条（解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第18条（任期）

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は前任者の残任期とする。

### 第19条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

### 第20条（取締役会の招集）

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集する。

社長に事故あるときは取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

### 第21条（取締役会招集の手続）

取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前にこれを発するものとする。

但し、緊急の場合はこれを短縮することが出来る。

### 第22条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることが出来る者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第23条（役付及び代表取締役）

取締役会の決議によって会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。

会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。

#### 第24条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については取締役会の定める取締役会規則による。

#### 第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 執行役員

#### 第26条（選任）

当会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委ねることが出来る。

執行役員に関する必要な事項は、本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める執行役員制度規程による。

## 第6章 監査役及び監査役会

### 第27条（監査役及び監査役会の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

### 第28条（員数及び選任）

当社の監査役は5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

前項の決議は議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

### 第29条（補欠監査役）

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。

補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条第2項の規定を準用する。

補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

### 第30条（任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期とする。

### 第31条（常勤の監査役）

当社は監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第32条（監査役会招集の手続）

監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。

但し、緊急の場合はこれを短縮することが出来る。

### 第33条（監査役会規則）

監査役会に関する事項については監査役会の定める監査役会規則による。

### 第34条（報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

## 第7章 会計監査人

### 第35条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

### 第36条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第37条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第38条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第8章 計 算

### 第39条（事業年度）

当社の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第40条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

### 第41条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことが出来る。

### 第42条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

未払配当金には利息を支払わない。



(附 則)

1. 現行定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第 13 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 25 年 7 月 1 日設立  
昭和 25 年 7 月 20 日改正  
昭和 25 年 8 月 14 日改正  
昭和 26 年 10 月 27 日改正  
昭和 27 年 11 月 22 日改正  
昭和 28 年 2 月 7 日改正  
昭和 29 年 11 月 20 日改正  
昭和 30 年 11 月 25 日改正  
昭和 32 年 5 月 25 日改正  
昭和 38 年 5 月 28 日改正  
昭和 39 年 5 月 28 日改正  
昭和 39 年 11 月 28 日改正  
昭和 41 年 11 月 28 日改正  
昭和 45 年 5 月 29 日改正  
昭和 49 年 5 月 29 日改正  
昭和 50 年 5 月 29 日改正  
昭和 55 年 6 月 28 日改正  
昭和 57 年 6 月 29 日改正  
昭和 58 年 6 月 29 日改正  
平成 3 年 6 月 27 日改正  
平成 5 年 6 月 29 日改正  
平成 6 年 6 月 29 日改正  
平成 14 年 6 月 27 日改正  
平成 15 年 6 月 27 日改正  
平成 16 年 6 月 29 日改正  
平成 18 年 6 月 29 日改正  
平成 21 年 6 月 26 日改正  
平成 24 年 6 月 28 日改正  
平成 25 年 5 月 9 日改正  
平成 25 年 6 月 27 日改正  
平成 26 年 6 月 25 日改正  
令和元年 6 月 27 日改正  
令和 4 年 6 月 29 日改正